

西都市事業承継支援事業補助金のご案内

西都市では、

事業承継やM&A(売却)を予定されている方に対して、最大 **50万円まで** 支援します。

事業概要

補助対象者	令和8年2月末日までに、事業承継に向けた支援を受ける方 ◆個人の場合 西都市内で事業を営む中小企業者(※)であること ◆法人の場合 西都市内に主たる事務所を設置し、かつ、西都市内で事業を営む中小企業者(※)であること ※中小企業者：中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者
補助対象経費	事業承継に必要となる初期診断料、コンサルティング料、企業価値の算出に要する費用、事業承継計画の作成に要する費用など(経費の総額が30万円未満の場合は補助対象外)
補助金の額	補 助 率 補助対象経費の3分の2以内(千円未満は切り捨て) 補助限度額 50万円

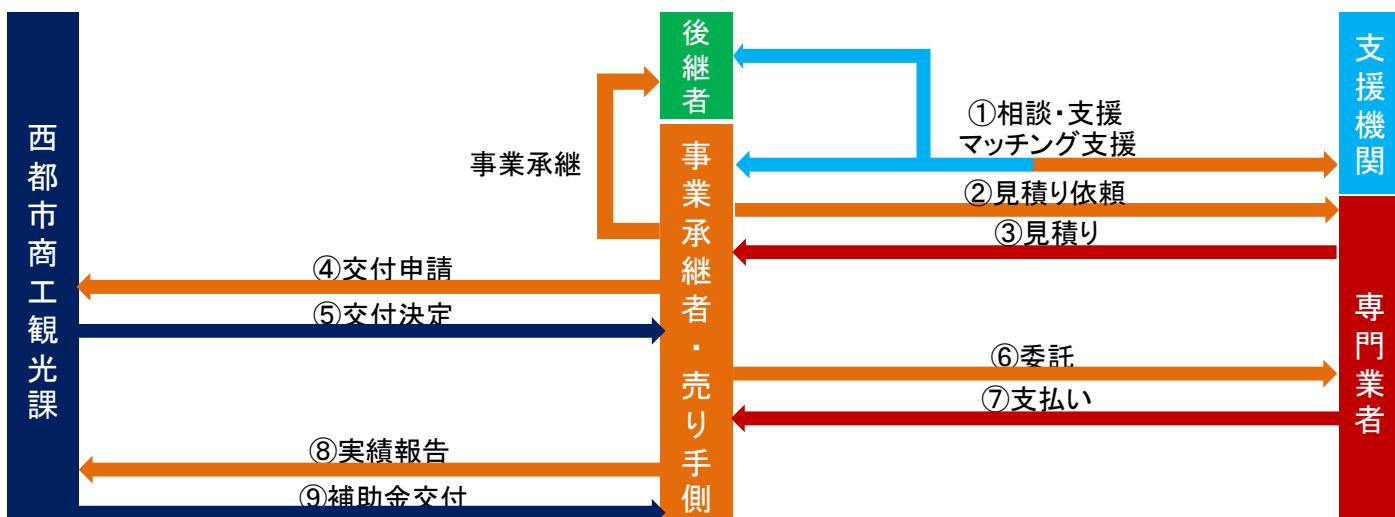
補助要件



- 市で指定する支援機関(宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、日本政策金融公庫宮崎支店など)からの支援を受けたうえで、事業承継に係る業務を専門事業者(弁護士・税理士・中小企業診断士)などに委託すること。
- 事業承継後も引き続き市内で事業を営むものであること。
- 市税の滞納がないこと。

※その他詳しい要件等は、商工観光課へお問合せください。

手続きの流れ



申請先・お問い合わせ先

まちづくり西都KOKOKARA

住所:西都市小野崎1丁目55番地

電話:0983-32-6242